

令和5年7月20日

保護者の皆さまへ

東京都立第四商業高等学校長

昼間 一 雄

留守番電話の導入について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では働き方改革の取り組みの一環として、教職員の長時間勤務を是正し、教職員一人一人が心身ともに健康を保ち教育に携わることができるよう、下記のとおり、留守番電話（録音機能はありません）を導入することといたしました。今後は、勤務時間外の時間において、学校が対応できない場合があることをご承知おきください。

今後も、学校業務の効率化を図りながら、教員の本来の業務である授業づくりや教職員がこれまで以上に生徒と向き合う時間を確保し、学校教育の充実に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 留守番電話の使用開始予定日

令和5年8月1日（火）から

2 留守番電話による応答時間（学校に電話がつかない時間）

区 分	留守番電話応答時間
平日	午後5時から午前8時15分
土日祝・学校閉庁日 ※ 授業や学校行事等を実施する場合を除く	終日
平日（長期休業期間）	午後5時から午前8時30分

3 緊急時等の問い合わせ

区 分	問い合わせ先	電話番号
命に関わること、犯罪被害に巻き込まれる おそれがあること	警察署	110 番
	消防署	119 番
若者や家族等を対象とした無料相談窓口 <都内専門窓口や支援機関等の紹介、情報提供を実施>	東京都若者総合相談センター（若ナビα）	03-3267-0808

4 その他

（1）留守番電話には、録音機能はありません。上記の時間帯以外におかけ直してください。

（2）上記2の時間帯であっても、連絡が必要と判断する場合は、学校より連絡をいれる場合があります。